

須崎市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第7項の規定により

令和4年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、
その結果を公表します。

令和5年12月21日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

(令和5年 実施)

令和4年度
財政援助団体及び指定管理者
監査結果報告

須崎市監査委員

目次

第1 財政援助団体監査結果報告書	1
I 監査の概要	1
II 監査の結果並びに意見	2
団体名 1： 須崎市海のまちプロジェクト推進協議会	3
第2 指定管理者監査結果報告書	6
I 監査の概要	6
II 監査の結果並びに意見	7
指定管理者 1： 社会福祉法人 須崎市保育協会	8
指定管理者 2： 上分地区地域自主組織	11

第1 財政援助団体監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

佐 々 木 學

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

3. 監査の対象

令和4年度に須崎市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものの執行状況について次の団体等を監査の対象とした。

なお、監査の対象は事前に複数の財政援助団体を抽出し、所管課並びに関係団体に対してチェック・シートによる予備調査を実施した上で決定したものである。

財政援助団体（補助金交付団体）

No	団体名等	補助金の名称
1	須崎市海のまちプロジェクト推進協議会	令和4年度 須崎市海のまちプロジェクト推進事業費 補助金

4. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和5年7月28日から令和5年9月27日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びにそれぞれの関係者及び関係職員から説明を求め、質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向く等して監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 補助金等の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確なものか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正なものか。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 【財政援助団体】

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

II 監査の結果並びに意見

監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査時において、公表までには至らない軽微な事項については口頭で改善を指導した。

団体名 1： 須崎市海のまちプロジェクト推進協議会

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和4年度 須崎市海のまちプロジェクト推進事業費 補助金
- (2) 事業名 令和4年度 須崎市海のまちプロジェクト推進事業
- (3) 補助金交付額 165,296,741円
- (4) 所管課 プロジェクト推進室

2 補助金の目的

須崎駅～須崎魚市場～新図書館を含む中心市街地を「海のまち」と定義し、コアリゾートとして整備・活用することにより、地域活性化の拠点づくりを行うとともに、「海のまち」を起点にさまざまな事業と連携することで須崎市全域へ波及効果を促す仕組みづくりを行う。

3 補助事業の内容

海のまちプロジェクト推進協議会運営

産官学金が連携する協議会の運営によりプロジェクトを効果的に推進
年2回の全体会議および各専門委員による実行委員会の開催

海のまち創り・リノベーション

魅力ある海のまちのストーリーづくり、情報発信等の検討・実施
各種エリアの策定とイメージ等の検討及びリノベーションの実施
拠点となる施設の検討、市民参加型での整備に向けた検討

海のまちの魅力の向上・再発見

地域のお祭りの継承・復活及び体験型へのブラッシュアップ
鍋焼きラーメン等既存商品のブラッシュアップの検討
中心市街地活性化協議会との連携の検討及び調整
イメージ戦略を含めた商品の魅力化・販売支援の検討
起業支援制度のブラッシュアップ

エリア外との連携促進

ふるさと納税制度を活用した企画等の検討、旅行企画組成の検討

浦ノ内マリパーク、屋外体験施設や魚市場等の市内外エリアとの連携の検討、市外奥四万十エリアとの連携の検討

4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	返還金額(戻入金額)
概算払	令和4年4月21日	3,300,000	令和5年5月23日	6,206,259
〃	令和4年4月21日	10,000,000		
〃	令和4年7月21日	108,203,000		
〃	令和4年12月27日	50,000,000		

5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位:円)			
収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	165,296,741	消耗品費	0
その他	192,694	郵便・通信費	0
須崎大漁堂売り上げ	6,017,179	印刷製本費	0
		調査委託費	0
		番組制作費	3,300,000
		須崎高校連携事業費	1,522,508
		大漁堂改修費	138,251,490
		大漁堂運営	10,163,050
		海のまちマルシェ運営	7,886,070
		海のまちマルシェ委託	7,192,858
		須崎駅トイレ改修費	3,080,550
		須崎駅維持管理費	110,088
合 計	171,506,614	合 計	171,506,614

6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、須崎市海のまちプロジェクトとして、さまざまな事業と提携し須崎市全域を活性化する事業に係る経費である。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、一部に改善すべき事項が見受けられたが、公表までには至らない軽微な事項であるため、監査時において口頭で指導した。

第2 指定管理者監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

島 中 健 治
佐 々 木 學

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

3. 監査の対象

指定管理者

No	公の施設名	指定管理者	所管課
1	須崎市立吾桑保育園	社会福祉法人 須崎市保育協会	子ども・子育て支援課
2	須崎市立上分交流会館	上分地区地域自主組織	生涯学習課

4. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和5年7月28日から令和5年9月27日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、事前に所管課に対するチェック・シートを使用した予備調査を事前に行うとともに、監査対象に示した公の施設の所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに現地調査及びそれぞれの関係者、関係職員から説明を受け、質疑を行うなかで監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 【指定管理者】

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

II 監査の結果並びに意見

監査した結果、指定管理に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査時において、公表までには至らない軽微な事項については、口頭で改善を指導した。

指定管理者 1：社会福祉法人 須崎市保育協会

1 施設の概要

名称	須崎市立吾桑保育園
所在地	須崎市吾井郷乙 520 番地
事業種類	保育所
利用定員	60名

2 指定管理の経過

平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入しその設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

須崎市では保育所統合計画に基づき、保育士の人員確保については、行政改革の一つとしての業務の見直しによる人員の効率化、民間委託による統廃合の方向で進めて来た。その中で、須崎市立吾桑保育園の運営に指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり当施設は、須崎市内で保育園を運営している社会福祉法人須崎市保育協会が指定管理者に指定されている。

○ 指定管理者選定等の経緯

令和 3年 2月 8日	指定管理者選定委員会は、須崎市立吾桑保育園の指定管理者として社会福祉法人須崎市保育協会を選定
-------------	--

令和 3年 3月18日	令和3年3月市議会定例会において、須崎市立吾桑保育園の指定管理者を社会福祉法人須崎市保育協会に指定する議案を原案可決
-------------	--

令和 3年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結 指定期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日
-------------	---

令和 4年 3月17日	令和4年3月市議会定例会において、須崎市立吾桑保育園の指定管理者を社会福祉法人須崎市保育協会に指定する議案を原案可決
-------------	--

令和 4年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結 指定期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日
-------------	---

3 市と指定管理者との協定等の主な内容

- (1) 協定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。
(協定第5条)
- (2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書のとおりとする。
(協定第6条)

主な内容

- ア 施設の管理運営に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ 物品の管理について

- (3) 事業計画書の提出と承認について(協定第7条)
- (4) 指定管理料について(協定第9条)
- (5) 利用料金について(協定第14条)
- (6) 保育料の取扱いについて(協定第15条)
- (7) リスク分担について(協定第19条)
- (8) 緊急時の対応について(協定第20条)
- (9) 情報の管理について(協定第21条)
- (10) 事業報告書について(協定第24条)

4 事業の概要

主な事業は、子ども・子育て支援法等、関係法令に基づく適正な特定教育・保育を提供することで、吾桑保育園のすべての子どもが健やかに成長するための管理・運営を行い、児童福祉の増進と地域社会の発展を図ることである

5 収入の状況

指定管理者である社会福祉法人須崎市保育協会の、令和4年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 41,482,106円

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	返還金額(戻入金額)	備考
概算払	令和4年4月21日	16,000,000	2,678,894	
	令和4年7月21日	14,000,000		
	令和4年11月21日	13,500,000		
	令和5年1月31日	661,000		

6 監査の結果並びに意見

吾桑保育園の指定管理者である社会福祉法人須崎市保育協会及び所管する子ども・子育て支援課について監査を行った結果、協定に基づく施設の管理運営は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

指定管理者 2：上分地区地域自主組織

1 施設の概要

名 称	須崎市立上分交流会館
所 在 地	須崎市上分丙 3 4 4 番地の 2
施設概要	地上 2 階 鉄筋コンクリート造 事務室 小会議室 調理室 多目的室 WC 大会議室 和室 駐車場 CB 造倉庫 木造倉庫

2 指定管理の経過

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、その設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

当施設の管理は、指定管理者制度を導入している。施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域住民で組織される団体が管理することで、事業効果が明確に期待できると判断され、公募によらない指定管理者として上分地区地域自主組織を指定している。

○ 指定管理者選定等の経緯

令和 3 年 2 月 8 日	指定管理者選定委員会は、須崎市立上分交流会館の指定管理者として上分地区地域自主組織を選定
令和 3 年 3 月 18 日	令和 3 年 3 月市議会定例会において、須崎市立上分交流会館の指定管理者として、上分地区地域自主組織に指定する議案を原案可決
令和 3 年 4 月 1 日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

3 市と指定管理者との協定等の主な内容

(1) 協定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。
(協定第5条)

(2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書に定めたとおりとする。
(協定第7条)

主な内容

- ・施設の利用に関する事
- ・施設及び設備の維持管理に関する事
- ・施設等の清掃に関する事
- ・公民館事業の実施に関する事
- ・地域課題の解決に関する事
- ・管理運営のための体制の整備に関する事
- ・使用料に関する事
- ・利用者の安全確保に関する事
- ・個人情報保護に関する事
- ・情報公開に関する事
- ・事業報告に関する事
- ・災害時の避難所運営に関する事

(3) リスク分担について (協定第14条)

(4) 緊急対策について (協定第15条)

(5) 情報の管理について (協定第16条)

(6) 事業報告書の作成及び提出について (協定第19条)

4 事業の概要

主な事業は、生涯学習を推進する施設として、明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに、地域の活性化を図りながら、平等・安全・快適な利用ができるように努め施設の効率的、弾力的な管理、運営を行うことである。

5 収支の状況

指定管理者である須崎市立上分交流会館の、令和4年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 11,001,327円

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	返還金額(戻入金額)	備 考
概算払	令和4年4月15日	2,979,000	493,673	
	令和4年7月21日	2,800,000		
	令和4年10月21日	2,800,000		
	令和5年1月20日	2,916,000		

6 監査の結果並びに意見

須崎市立上分交流会館の指定管理者である上分地区地域自主組織及び所管する生涯学習課について監査を行った結果、協定書に係る施設の管理並びに仕様書に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部に改善すべき事項が見受けられたが、公表までには至らない軽微な事項であるため、監査時において口頭で指導した。